

# 特記仕様書

門真市まちづくり部地域整備課

## 1. 適用

この特記仕様書は、門真市が発注する、令和7年度「門真市優先主要生活道路整備工事（その13）」（以下「本工事」と称する）に適用する。

## 2. 総則

- ① 工事名　門真市優先主要生活道路整備工事（その13）
- ② 工事種別　土工、排水構造物工、給水管工、舗装工、構造物撤去工
- ③ 工事場所　門真市小路町166番1　地先
- ④ 工期　契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3. 一般事項

### ① 優先順位

本特記仕様書は、設計図面、共通仕様書に優先する。ただし、監督職員の指示は特記仕様書に優先する。

### ② 共通仕様書

本特記仕様書に定めていない事項、その他監督職員が特に指示しない事項に関しては最新版の下記仕様書による。

- ・土木請負工事必携　大阪府都市整備部監修
- ・土木工事共通仕様書　大阪府都市整備部監修

### ③ 官公庁、警察署、水道局、その他への手続き

工事に必要な手続き及び連絡は全て請負者が行うこと。

電力・通信会社等の各種申請が必要となった場合は請負者が行い、手数料等は請負者が負担すること。

### ④ 工程及び施工図書

請負者は契約後直ちに監督職員と協議を行い、施工計画書を提出し、監督職員に施工計画書の承認を受けた後、工事に着手すること。

施工方法については施工要領及び施工図を提出し監督職員の承認を得ること。

### ⑤ 他工事との工期調整・計画的な施工の厳守

計画的な施工を厳守すること。

### ⑥ 工事写真

工事着手前、工事中、工事終了後、事故発生時及び監督職員の指示する場所をデジタルカメラで撮影すること。

### ⑦ 疑義

工事着手後に疑義が生じた場合は書面にて監督職員に届け出ること。質疑、応答

事項は全て打ち合わせ議事録に記録し工事完了後に提出すること。

⑧ 設計変更

工事内容に変更が生じた場合は協議書を提出の上、監督職員と協議を行い指示事項に従い施工すること。

⑨ 軽微な変更

設計図面に記載無き事項であっても工事遂行のうえ、必要事項は請負者の負担にて施工すること。

⑩ 安全対策、災害防止及び近隣補償

工事中の安全確保のため、交通誘導員を適宜配置し、工事中における災害防止に関しては、請負者は常時最優先に災害防止処置を実施すること。

台風、洪水、大雨、暴風、地震等自然災害発生時は直ちに現場確認し、安全確保の対応を行うこと。

安全対策及び災害防止処置は請負者の負担にて施工すること。

工事実施にかかる地元住民等の車両等の通行については支障のないよう工程及び工事の方法について調整するとともに、車両等の出入りに支障のある場合は、請負者の責任において対処すること。

工事中に発生した公害及び近隣からの苦情については、請負者の責任において解決すること。

請負者は、各種保険に加入し監督職員に報告すること。

⑪ 工事表示

工事期間中は、工事名称、工事期間、工事請負者、工事発注者等を記載した表示板（幅 1100mm 以上×高さ 1400mm 以上）を設置すること。

⑫ 工事用水及び工事用電力

工事用水及び工事用電力は請負者が申請・費用負担を行うこと。

⑬ 検査

隨時検査、中間検査、完成検査の指導事項による再施工は請負者の負担にて行うこと。工事完了から検査までの期間は請負者の責任において現場を良好な環境に保ち、必要に応じて関係者以外の立入りを防止する処置をとること。

⑭ 交通誘導員

交通誘導員の配置及び人数は警察許可条件等考慮の上、請負者の責において適宜配置する。積算上の交通整理員の総数は 12 人としているが、警察許可条件の結果、または現場条件・数量の変更に伴って交通誘導員数に増減が生じた場合は、監督員と協議をするものとし設計変更の対象とする。

⑮ 住民広報

工事着手 1 週間前に沿道の住民及び地権者に対して工事のお知らせを本市監督職員の確認のもと配布し周知を行うこと。